

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業

(統計情報総合研究)

科学研究費研究計画書の
作成支援システムに関する研究

平成 18～19 年度 総合研究報告書

(H18-統計-一般-003)

主任研究者 土井 徹

平成 20 (2008) 年 3 月

目 次

I. 総合研究報告

「厚生労働科学研究費補助金計画書（申請書）作成支援システム」および…………… 1

「厚生労働科学研究成果データベースシステム」と「府省共通研究開発管理システム」
の比較検証

主任研究者 土井徹

分担研究者 山崎力, 山本健二, 梶尾裕, 伊藤弘人, 緒方裕光, 磯野威

参考資料…………… 13

I . 総合研究報告

厚生労働科学研究費補助金（政策総合科学研究事業）
科学研究費研究計画書の作成支援システムに関する研究（H18-統計一般-003）
（主任研究者：土井徹）
総合研究報告書

「厚生労働科学研究費補助金計画書（申請書）作成支援システム」および
「厚生労働科学研究成果データベースシステム」と
「府省共通研究開発管理システム」の比較検証

主任研究者 土井 徹

分担研究者	山崎 力（東京大学大学院医学系研究科臨床疫学システム講座）
	山本健二（国立国際医療センター国際臨床研究センター）
	梶尾 裕（国立国際医療センター第一専門外来部）
	伊藤弘人（国立精神・神経センター精神保健研究所）
	緒方裕光（国立保健医療科学院研究情報センター）
	磯野 威（国立保健医療科学院研究情報センター）
研究協力者	柳 律子（国立保健医療科学院研究情報センター）
	図書館サービス室
	宮澤博子 同 図書館サービス室
	加藤恵子 同 図書館サービス室
	大橋ゆき子 同 図書館サービス室

本研究では、「厚生労働科学研究費補助金計画書（申請書）作成支援システム（以下「作成支援システム」という）」における実施段階の問題点および平成 20 年度申請受付より稼働予定の内閣府（文部科学省）による「府省共通研究開発システム（以下「府省共通システム」という）」（資料 1）の予想される問題点を検討した。また、「厚生労働科学研究成果データベース（以下、「研究成果公開システム」という）」（資料 2）が厚生労働省の「研究者 ID」機能を実装し、かつ研究成果の公開機能を行っているため、あわせて比較検討を行った。

平成 18 年度は申請システムの平成 17、18 年度の運用状況（利用者数、対応記録など）の分析および厚生労働科学研究費を申請した研究者の属性調査を行った。また、「府省共通システム」に関する要件定義、基本仕様、画面遷移などを基に申請システムとの比較検討を行い、個人情報保護法の観点からの考察を行った。

「作成支援システム」は 2 事業を対象に平成 17、18 年度実施し、ユーザからの意見などを参考にシステム改修を行った結果、問い合わせ件数は半数（45 件→25 件）となった。「作成支援システム」による計画書作

成者は平成17年度137名、平成18年度108名となっている。

また、「府省共通システム」による厚生労働科学研究費申請者の特徴を明らかにするために、厚生労働科学研究費を申請した研究者の所属機関調査を行った。「府省共通システム」で「その他」に分類される者は総数7,060名の3.0%（215名）であった。

「府省共通システム」の特徴はこれまで省庁毎に異なっていた「研究者ID」の統一、「機関認証」、申請から報告にいたる一元管理システムにある。それにより研究課題の重複チェックを行うことを目的としている。一方、「作成支援システム」においては、事務負担の軽減を目的として経費等にかかる論理チェックなどを実装している。それぞれのシステムを比較した結果、「府省共通システム」においては「作成支援システム」のもつ大半の機能を実装しているが、申請情報における論理チェック機能などは実装していないことが判明した。さらに「府省共通システム」では継続的なデータ蓄積、研究成果の公開などは目的としておらず、「研究成果公開システム」の果たす役割が再確認された。

平成19年度は「作成支援システム」を試行実施し、厚生労働科学研究費の早期執行を支援することにあつた。しかし「府省共通システム」の実施が平成20年1月4日と早期実施となったことにより、平成19年度は両システムの特徴を調査検討し、今後、府省横断的に運営されていく「府省共通システム」に対し「作成支援システム」開発研究で得た知見に基づき「府省共通システム」の構築および改修に関する提案を行う

ことを第一目的とした。また「厚生労働科学研究成果データベースシステム」の機能をあわせて比較し、今後の役割、機能について検討を行った。

「府省共通研究開発システム」の特性は事前評価における府省横断的な重複チェックを可能としており、研究者IDの統一化が図られている。そのために各研究者のID管理は「指定機関」（資料3）が行うこととなった。厚生労働科学研究費を申請しているもののうち30%（平成18年度調査で2,076名）が「厚生労働省研究者ID（1198****）」を持っているが、平成19年度に各研究者は、所属する組織機関を通じ「研究者ID」を「府省共通システム」に対して申請することとなっている。そこでは病院、開業医など「指定機関」一覧に含まれない組織に所属する研究者の取り扱い、ID付与の円滑な運用が課題となろう。

事後評価においても一定の様式化が行われている。しかし、研究成果の公開を目指していないところから、データの蓄積は想定されていないことが明確となった。「追跡評価」機能も「府省共通システム」が想定していないところから、現状の「研究成果公開システム」で継続することとなろう。

したがって「府省共通研究開発システム」が運用開始されたことにより、「研究計画書作成支援システム」の目的の一部は実現されたといえる。今後「府省共通研究開発システム」のシステム修正もしくはリプレースに際しては、研究者、事務担当者の負担軽減と早期交付を図るためには、「論理チェック」機能を付加するよう指摘することが不可欠といえよう。

一方、「府省共通研究開発システム」が研

究成果の公開を前提としていないところから、「厚生労働科学研究成果データベースシステム」の役割、機能強化は一層重視されるべきであると結論された。「未公開の報告書の遡及入力」「公開時期の早期化のためのPDFによる報告書登録・送信」「研究成果の活用のための検索機能強化」などが、多くの利用者（国民、研究者、医療従事者、マスコミなど）から指摘されている。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

科学研究費研究計画書の作成支援システムに関する研究（H18-統計一般-003）

（主任研究者： 土井徹）

総括・分担研究報告書

「厚生労働科学研究費補助金計画書（申請書）作成支援システム」と 「府省共通研究開発システム」の比較検証

主任研究者 土井 徹

分担研究者 山崎 力（東京大学大学院医学系研究科クリニカル
バイオインフォマティクス研究ユニット）
山本 健二（国立国際医療センター数理生物研究所）
梶尾 裕（国立国際医療センター）
伊藤 弘人（国立精神・神経センター精神保健研究所）
緒方 裕光（国立保健医療科学院研究情報センター）
磯野 威（国立保健医療科学院研究情報センター）

研究協力者 宮澤 博子（国立保健医療科学院研究情報センター
図書館サービス室）
堀川 雅子 同 たばこ情報政策室
大岩 由美 同 図書館サービス室
加藤 恵子 同 図書館サービス室
大橋 ゆき子 同 図書館サービス室

本研究では、「厚生労働科学研究費補助金計画書（申請書）作成支援システム（以下「厚労省申請システム」という）」における実施段階の問題点および平成 20 年度申請受付より稼働予定の内閣府（文部科学省）による「府省共通研究開発システム（以下「府省共通システム」という）」の予想される問題点を検討する。研究方法：申請システムの平成 17、18 年度の運用状況（利用者数、対応記録など）の分析および厚生労働科学研究費を申請した研究者の属性調査を行った。また、共通システムに関する要件定義、基本仕様、画面遷移などを基に申請システムとの比較検討を行い、個人情報保護法の観点からの考察を行った。結果：申請システムは 2 事業を対象に実施し、問い合わせ件数は昨年（45 件）の半数（25 件）となった。申請システムによる計画書作成者は 108 名（昨年 137 名）となっている。また、厚生労働科学研究費を申請した研究者の所属機関調査を行った結果、共通システムで「その他」に分類される者は総数 7,060 名の 3.0%（215 名）となった。共通システムの特徴はこれまで省庁毎に異なっていた「研究者 ID」の統一、「機関認証」、申請から報告にいたる一元管理システムにある。一方厚労省申請システムにおいては、事務負担の軽減を目的として経費等にかかる論理チェックなどを実装している。それぞれのシステムを比較した結果、共通システムにおいては申請システムのもつ大半の機能を実装しているが、申請情報における論理チェック機能などは実装していないことが判明した。まとめ：共通システムで実装出来ていない「申請情報の論理チェック機能」の実現、事前・中間・事後・追跡評価などで必要となる情報の円滑な取得などの「共通システム」への実装を要望する必要がある。

A. 研究目的

1. 厚生労働科学研究費補助金の申請から採択に至る時間を短縮し、担当関係者・申請者の負担を軽減するシステムの機能を検討するために①試行的なシステム作成・設置・運用により課題を抽出し、②システムに必要な要件を整理して③府省共通システムへの移行に伴う問題点を明らかとする。

B. 研究方法

1. 厚労省申請システムを試行的に運用して、平成 19 年度厚生労働科学研究事業の「研究計画書」作成支援を行い、おもに、システム利用者からの問い合わせと、その対応状況の解析により、運用上の問題点を検討した。利用対象事業は平成 17 年度と同様に 2 事業（「統計情報総合分野」および「こころの健康総合分野」）とした。
2. 厚労省申請システムの試行的運用により抽出された課題と、厚生労働省担当者へのヒアリングにより、厚生労働省申請システムに必要な要件を整理し府省共通システムへの移行に伴う問題点を明らかにした。
3. 平成 19 年度（平成 20 年度申請）実施予定の「府省共通研究開発システム」（以下、「府省共通システム」という）における要件定義、基本仕様案、画面遷移図などを参考資料として、厚労省申請システムとの比較検討を行った。また、情報収集のため、全省担当者を対

象とした府省共通システム説明会等に参加した。

4. 厚生労働省研究者データベース登録者の属性調査を行った。登録者の所属機関分類を行い、「府省共通システム」で研究者の認証機能を有する「指定機関」としての適合率を推定した。

（倫理面への配慮）

「研究計画書」「研究者データベース」には個人情報・プライバシー情報が含まれるので、システムの運用には厳重なセキュリティ上の配慮をおこなった。

C. 研究結果

1. 平成 19 年度厚労省申請システムによる計画書作成者は 108 名（昨年 137 名）であった。利用者からの問合せはそれほど多くはなく、件数は昨年の半数（45 件→25 件）であり、a.ユーザの不慣れによる（説明不足等）アクセス障害（15 件）、b.軽微なシステムエラー対応（7 件）、c.申請書式への不対応（下線等の強調表現へ対応できない等）への調整（3 件）であった。

2. 厚生労働科学研究事業の「研究計画書」作成における、厚労省申請システムの必要要件としては、担当関係者・申請者の負担を軽減するシステム機能として以下の 3 点の論理チェック a 必須事項の欠落チェック（エフォート等） b.論理チェック（研究方法と経費区分の乖離の有無、他研究とのマッチングによるエフォート 100%超の有無） c.条件による要記載事項チェック（例：備品費 30 万円以上、50 万円以上）が認められた。

3. 取り扱っている情報の性格上、情報保護としては①個人情報保護②プライバシー保護③情報の格付け（CIA）と保護、の3つを考える必要があり、①②③ともに a.十分なセキュリティ対策 b.同一（類似）課題の重複交付を防ぎ、エフォートチェックのためのマッチング時の個人情報等利用の問題が検討事項として認められた。①②は申請時に、利用目的を明確にして、同意を得る（可能性のある利用目的を全て箇条書きで記し、全部への同意が無い場合には、申請を受け付けない等）。③は暗号化・署名認証が検討事項である。

4. 申請システムにおける計画書/申請書の出力形式の再検討の必要性が確認された（PDF形式から word 形式へ）。a.申請者からの修正を可能にすること、b.同一内容項目の転記利用（計画書と交付申請書）、c.提出後の申請者に依らない担当課による修正への対応を可能にすることが必要となった。

5. 府省共通システムにおける要件定義、基本仕様案、画面遷移図などを参考資料とした解析の結果、府省共通システムの主たる開発目的は「研究事業の統合化」、「研究者 ID の統一」、「指定機関認証による研究者管理」であり、各府省が研究事業管理上、必要とする機能を付加できることにより、研究費交付の早期化、採択課題の重複／集中の回避、課題管理の軽減化、ならびに情報セキュリティの厳密な実施を目指していることが認められた。

6. 厚生労働省研究者データベース登録者の属性調査を行い「共通システム」で「その他」に分類される者は総数 7,060 名中 3.0%（215名）となった。（表 1）また、文

部科学省研究者番号をもたず、厚生労働省研究者 ID を持つ者は 2,076 名（29.4%）となった。

D. 考察

1. 「論理チェック」機能は共通システムでは想定されていない。事務処理負担の軽減と迅速な交付を進める上で、必須機能として共通システムへ要請すべきと思われる。

2. 情報保護への対策の標準化（申請者の同意を得る項目の列挙、暗号化の配慮等）は、交付に関わる様々なチェックに必要となるため、申請システムに導入すべき不可欠な課題である。

3. 現行の厚労省申請システムの計画書/申請書出力形式を変更することは、システム改修にかなりの工数をかけることから、府省共通システムへの移行まで1か年となった、現在の暫定措置としては不要と考えられる。また、平成 19 年度の申請を現行の厚労省申請システムで対応するためには、2年間試行的に行った厚労省申請システムへの問い合わせ項目を整理した上で、Q&Aを作成し、現行の研究班体制で個別対応することが有効と判断される。

4. 厚生労働省研究者データベース登録者の属性調査より、共通システムで「指定機関」の対象外となる組織に属する研究者は 3.0%（215名）であった（表 1, 2）ことから、「指定機関」の認証を受けて、共通システムより厚生労働科学研究費補助金への申請を行うことは、大きな障害になるとは考えにくい。

E. 結論

厚生労働科学研究費補助金への申請

者・担当関係者の負担を軽減し、補助金の申請から採択に至る時間を短縮するシステムとして「論理チェック」機能が有効であり、情報の性格上、情報保護に関しては、システムにおいて十分なセキュリティ対策を講じると同時に、文書での取決めが必要と認められた。

平成 19 年度の課題としては研究評価者が「事前評価」「中間評価」「事後評価」そして「追跡評価」において、短期間で評価可能な、評価者の視点による「研究計画書」フォーマットの見直しが行われる。

厚生労働科学研究費補助金の特徴を整理し、厚労省申請システムへの課題を検討することにより、府省共通システムの役割が明確に理解され、実装機能への具体的提案が可能となる。あわせて府省共通システムとの関連を整理

し、「厚生労働科学研究成果データベース」の情報の透明性・迅速性の確保を計ることも重要である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

特になし

表1. 厚生労働省研究者 所属機関 - 指定機関の割合

分類	機関区分	機関数	割合
1	府省内外局 国立試験研究機関 特殊法人及び特別認可法人 独立行政法人	1372	19.4%
2	大学・共同利用機関	3908	55.4%
3	公益法人 (財団法人) (社団法人) (その他)	510	7.2%
4	民間企業 (私立大学を除く)	432	6.1%
5	地方公共団体 (公立大学を除く)	587	8.3%
6	海外機関 (国連の機関) (地域の多国間機関) (一国)	36	0.5%
7	その他	215	3.0%
	合計	7060	100.0%

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）
科学研究費研究計画書の作成支援システムに関する研究（H18-統計一般-003）
（主任研究者：土井徹）
総括・分担研究報告書

「厚生労働科学研究費補助金計画書（申請書）作成支援システム」および
「厚生労働科学研究成果データベース」と
「府省共通研究開発管理システム」の比較検証

	主任研究者	土井 徹
分担研究者	山崎 力	（東京大学大学院医学系研究科臨床疫学システム講座）
	山本健二	（国立国際医療センター国際臨床研究センター）
	梶尾 裕	（国立国際医療センター第一専門外来部）
	伊藤弘人	（国立精神・神経センター精神保健研究所）
	緒方裕光	（国立保健医療科学院研究情報センター）
	磯野 威	（国立保健医療科学院研究情報センター）
研究協力者	柳 律子	（国立保健医療科学院研究情報センター） 図書館サービス室）
	宮澤博子	同 図書館サービス室
	加藤恵子	同 図書館サービス室
	大橋ゆき子	同 図書館サービス室

研究要旨：本研究班の当初の目的は「研究計画書作成支援システム」を開発、試行し厚生労働科学研究費の早期執行を支援することにあつた。しかし「府省共通研究開発システム」の実施が平成20年1月4日と早期実施となったことにより、今年度は両システムの特性を調査検討し、今後、府省横断的に運営されていく「府省共通研究開発システム」に対し「研究計画書作成支援システム」開発研究で得た知見に基づき「府省共通研究開発システム」の構築および改修に関する提案を行うことを第一目的とした。また「厚生労働科学研究成果データベースシステム」の機能をあわせて比較し、今後の役割、機能について検討を行った。「府省共通研究開発システム」の特性は事前評価における府省横断的な重複チェックを可能としており、研究者IDの統一化が図られている。また、事後評価においても一定の様式化が行われている。しかし、研究成果の公開を目指していないところから、データの蓄積は想定されていない。したがって「府省共通研究開発システム」が運用開始されたことにより、「研究計画書作成支援システム」の目的の一部は実現されたといえる。さらに「府省共通研究開発システム」のシステム修正もしくはリプレースに際しては、研究者、事務担当者の負担軽減と早期交付を図るために「論理チェック」機能を付加すべきと考えられる。一方、「府省共通研究開発システム」が研究成果の公開を前提としていないところから、「厚生労働科学研究成果データベースシステム」の役割、機能強化は一層重視されるべきであると結論された。

A.研究目的

最終年度における本研究班の目的は以下のとおりである。

1. 本研究班の「厚生労働科学研究費補助金計画書（申請書）作成支援システム（以下、「作成支援システム」という）」の開発目的、実装機能を前提に、「府省共通システム」との比較検討を行うこと。
2. 「厚生労働科学研究成果システム（以下、「研究成果公開システム」という）」の役割を検討すること。
3. 研究評価（事前、中間、事後、追跡）の視点から、各システムの役割について調査検討を行うこと。

なお、平成19年度は「府省共通研究開発システム（以下、「府省共通システム」という）」の開始（平成20年1月4日より「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」（資料1）と名称が変更となった）が決定したため、本研究班で開発試行中のシステムによる適用は実施しないこととなった（平成19年9月20日厚生労働省（厚生科学課）と協議の上、決定した）。しかし平成19年4月に平成19年度研究申請書作成支援を行う必要から、システムリース契約は平成19年度末までとした。

B.研究方法

「府省共通システム」の開発過程における「要件定義書」「システム開発仕様書」「説明会資料」および「府省共通システム」が必要とする、研究者情報を中核とした「研究申請データ」を参考にして、「作成支援システム」と「研究成果公開システム」の目的、機能、データ様式などを前提に一部、具体的な項目を含め比較検討を行った。

「府省共通システム」が実施段階に入り、今後、一層円滑な運用のためのシステム修正を予定しているところから、厚生労働省の必要に応じ、「府省共通システム」に関して必要な意見の提示を適時行った。

また、「研究成果公開システム」のシステム改修課題についても検討を行った。

（倫理面への配慮）

研究者の個人情報扱うについて、遺漏のないよう配慮しデータ管理を行った。

C.研究結果

1. 「府省共通システム」は研究課題の過度の重複回避、府省横断的な研究費管理などを目的に、「研究者ID」の一元化（「指定機関（所属機関）」によるID登録管理体制）、研究申請データの統一化を進めるために開発されたシステムとなっている。

2. 「作成支援システム」はその開発目的を研究申請過程における研究者、事務担当者双方の事務負担軽減による研究費交付の迅速化、合理化、統合化においた。すなわち、研究費の早期交付により研究費の不適切な執行を無くすことを目的としている。そのために記述様式内に「論理チェック（研究経費における条件チェック）」（資料2）機能を持っているが、「府省共通システム」においては不備となっている。

3. 研究者に固有に付与するIDは「研究者氏名」「性別」「指定機関（所属機関）」「生年月日」により、特定することとなっている。しかし、厚生労働科学研究費における現行の「研究申請書」においては研究者の「性別」「生年月日」は必須項目とされていない。

4. 「府省共通システム」は文部科学省の研

研究者の属性を基本に想定されているが、厚生労働省では申請可能な開業医等の ID 取得などの問題を含め、申請手続きに障害（申請期間内の ID 取得時間の遅滞など）が出る可能性が高い。

5. 「研究成果公開システム」では「研究概要（研究要旨）」を構造化し、「目的」「方法」「結果」「考察」としているが、「府省共通システム」においてはそれらの条件がないため、評価者、閲覧者にとって入力方法の理解に時間がかかり、統一性のない記述となる可能性が高い（抄録の構造化は科学的研究において趨勢となっている）（資料3）。

6. 「府省共通システム」の報告システムにおいては、回線容量、接続機器などの制約により 5Mb を上限としているが、「厚生労働科学研究費成果報告書（本文）」は通常 5Mb 以上（報告書本文中に図表、写真などが多く挿入される）となっている。したがって、「府省共通システム」は、研究者からの報告ルートとして十分であるとはいえない。

7. 事前評価については「作成支援システム」で網羅した項目は「府省共通システム」にほぼ反映されている。細部については各府省が運用上、個別に入力項目を指定可能としている。

8. 中間評価については「府省共通システム」での対応は想定されていない。

9. 事後評価については「府省共通システム」への報告により「研究概要」などの利用が可能となっている。しかし、前述（6）のとおり、5Mb を超える研究成果については対応不可となっている。

10. 厚生労働科学研究においては「研究成果公開システム」によって研究事業の「追跡

評価」を実施継続しているところであるが、「府省共通システム」では各年度のデータ蓄積を継続しない予定となっている。これはシステムのデータ保有容量の制約によるものであり、「府省共通システム」においては追跡評価については考慮されていない。

D. 考察

「府省共通システム」と「作成支援システム」における開発目的、機能の特徴は結果の 1, 2 に示すとおりである。「府省共通システム」においては「研究事業の重複」を低減することを重視しており、府省横断的な申請様式の統一を行った。さらに「研究者 ID」を一本化し、研究者の特定を可能とした。一方、「作成支援システム」は研究費の早期交付と研究者および事務担当者の負担軽減を目的に、申請情報内に「論理チェック」機能を構築している。

また「府省共通システム」が申請時の重複チェックを目的としているところから、データの継続的な蓄積と公開を重視していない。よって研究成果の公開という、研究成果情報の増大化への対応とそれに耐えるシステム構成をとっていない。

さらに今後、「追跡評価」を継続する上で「府省共通システム」ではその機能が果たせないところから「研究成果公開システム」での機能継続が必要となっている。

「研究成果公開システム」は米国の Medline、日本の医学中央雑誌を参考に開発してきているため、検索機能をそなえ、広く国民一般の利用を目的に構築されている。ただし、検索結果である各研究報告書が個別 URL を持たないなどユーザから指摘される問題点も多く（資料4）、次期システム

リプレースには以下の項目を加えることが必要と判断される（資料3）。

1. 未公開の報告書の閲覧のための遡及入力
2. 公開時期の早期化(PDFファイルによる提出)
3. 研究業績の引用、転載などの利便性を高めるために、個別検索結果である研究報告書本文に個別の URL を付与すること。
4. 研究報告書本文のファイルが大きいいため、20 ページごとに分割されているが、目次部分とのリンクを作成し、論文単位での検索とファイルをダウンロードする機能を付加すること。
5. 関連するデータベース（医学中央雑誌、Medline など）と相互利用を進め、研究成果の一層の活用を図るために「研究概要（summary）」の英文化を進めること。
6. 研究成果（報告書）に含まれるデータ、統計数値、アンケート等の図表の検索およびダウンロード機能を付加すること。
7. マスコミ発表等によるデータ照会に対応するために、「追跡評価」項目の検索機能を実装し、検索結果としての報告書を特定可能（公開）とすること。

E. 結論

1. 「府省共通システム」で装備していない「論理チェック」機能の追加をシステム改修に向けて提案することが適当と考えられる。
- 2 「府省共通システム」がデータの蓄積、研究成果公開機能を想定していないところか

ら、「研究成果公開システム」は従来通りのルートで収集、公開されることを提案した。なお、平成 19 年度報告（平成 20 年 3 月中旬より 4 月上旬予定）においては、従来通りの方法で実施することとなった。


3. 「研究成果公開システム」においては「研究概要（研究要旨）」の構造化があり、検索機能（研究者名、研究機関名、研究課題や研究概要におけるキーワード）による研究成果本文に至る閲覧が容易となっている（登録データ：概要；10, 705 件、報告書；10, 525 点。アクセス件数：377, 439 件。研究者データベース登録数；9, 572 名；平成 20 年 3 月 5 日現在）。これは研究成果の透明性を保証することにつながり、今後のリプレースに際し、同機能の継続強化を行うことが望ましい。特に検索結果における個別 URL 保持機能（引用への対応）、研究基礎データとしての図表、写真等の検索機能、本文の目次検索機能、さらに抄録の英文表記併用などを行い、関連する内外のデータベースとの相互利用を進めることにより、厚生労働科学研究成果の一層の活用と活性化が進むものと考えられる。これにより海外から指摘されている国内情報の海外発信が進展するものと考えられる。
4. 「研究成果公開システム」においては研究成果報告書の本文中における「著作権」（複製権など）処理についてさらに検討を進める必要がある。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

特になし




e-Rad 府省共通研究開発管理システム
Research and Development

- ▷ ホーム
- ▷ お問い合わせ先
- ▷ サイトマップ

平成20年1月 e-Radの運用を開始しました。

府省共通研究開発管理システムとは

府省共通研究開発管理システムとは、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。



 [府省共通研究開発管理システムについて](#)

- ▶ お知らせ
- ▶ システム概要
- ▶ ご利用に当たって
- ▶ 本システムで対象となる事業一覧
- ▶ リンク集
- ▶ よくある質問と答え

最新のお知らせ

2008/02/25	現在募集中の事業一覧を更新しました。
2008/02/22	現在募集中の事業一覧を更新しました。
2008/02/21	現在募集中の事業一覧を更新しました。
2008/02/19	現在募集中の事業一覧を更新しました。

▶ [過去一覧](#)

研究者向けページ	所属研究機関向けページ	配分機関向けページ	評定者向けページ
 <ul style="list-style-type: none"> ・ログイン ・各種様式 ・操作マニュアル等 	 <ul style="list-style-type: none"> ・ログイン ・各種様式 ・操作マニュアル等 	 <ul style="list-style-type: none"> ・ログイン ・各種様式等 	 <ul style="list-style-type: none"> ・ログイン等

▶ [プライバシーポリシー](#)

▶ [サイトポリシー](#)

Copyright © Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

平成20年1月 e-Radの運用を開始しました。

ホーム > システムの概要 > システム構築の経緯

システムの概要

システム構築の経緯

平成15年7月に策定された「電子政府構築計画」において、各府省の業務・システムの最適化を実施することにより、費用対効果をさらに高め、人的・物的資源の効率的な活用を通じた行政の簡素・合理化を図ることにより、予算効率の高い簡素な政府を実現することが定められました。

そして、平成16年2月には、一部関係府省業務・システムとして「研究開発管理業務・システム」が位置づけられ、文部科学省が担当府省となりました。これを受け、文部科学省が中心となり、平成18年3月に「研究開発管理業務の業務・システムの最適化計画」が策定され、研究開発管理に係る書類のオンライン電子化等の機能を持ったシステムを構築することとなりました。

一方、第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)や「平成20年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」(平成19年6月14日総合科学技術会議)等においても、研究資金制度間の情報共有、研究者情報の管理などを行うことにより、不合理な重複の排除や過度の集中を避けるとともに、業務の効率化を図るため、本システムの構築が求められてきました。

なお、昨今の無駄なき研究活動への集中投資における重要性の再認識に伴い重複チェックの早期実現が求められており、システムの早期開発が必要とされたことから、当初平成21年度に予定していた運用開始について、開発スケジュールを大幅に短縮することにより、平成20年1月から運用開始することとなりました。

※ 府省共通研究開発管理システムの略称について
 Research And Development(=科学技術のための研究開発)の頭文字からなる「Rad」に、Electronic(電子)の頭文字を冠し、「e-Rad」としました。

お知らせ

システム概要

システム構築の経緯

システムの機能

システムの効果

研究機関向け説明会の実施内容

ご利用に当たって


本システムで対象となる事業一覧

リンク集

よくある質問と答え

▶ プライバシーポリシー ▶ サイトポリシー

Copyright © Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology



e-Rad 府省共通研究開発管理システム
Research and Development

▷ ホーム
▷ お問い合わせ先
▷ サイトマップ

平成20年1月 e-Radの運用を開始しました。

ホーム > 本システムで対象となる事業一覧 > 現在募集中の事業一覧

本システムで対象となる事業一覧

現在募集中の事業一覧

公開日	配分機関名	制度・事業名	受付期間	詳細
2008/2/25	独立行政法人科学技術振興機構	戦略的国際科学技術協力推進事業・日本(JST)-ドイツ(DFG)研究交流	2008年2月25日(月)~2008年4月30日(水)	詳細
2008/2/22	文部科学省	海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム	2008年2月25日(月)午前6時~2008年3月24日(月)午後0時	詳細
2008/2/21	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	運輸分野における基礎的研究推進制度	2008年2月21日(木)午前10時~2008年4月17日(木)午後5時	詳細
2008/2/19	独立行政法人科学技術振興機構	先端計測分析技術・機器開発事業 ・要素技術プログラム ・機器開発プログラム ・プロトタイプ実証・実用化プログラム	2008年2月19日(火)~2008年4月10日(木)正午	詳細
2008/2/15	環境省	環境技術開発等推進費	2008年2月15日(金)午前0時~2008年3月5日(水)午後3時	詳細
2008/2/12	国土交通省	建設技術研究開発助成制度 基礎・応用研究開発公募	2008年2月12日(火)午前9時30分~2008年3月12日(水)午後6時15分	詳細
2008/2/12	国土交通省	建設技術研究開発助成制度 実用化研究開発公募	2008年2月12日(火)午前9時30分~2008年3月12日(水)午後6時15分	詳細
2008/2/12	国土交通省	建設技術研究開発助成制度 政策課題解決型技術開発公募	2008年2月12日(火)午前9時30分~2008年3月26日(水)午後6時15分	詳細
2008/2/8	独立行政法人科学技術振興機構	独創的シーズ展開事業「独創モデル化」	2008年2月8日(金)~2008年3月31日(月)	詳細
2008/2/5	環境省	地球温暖化対策技術開発事業(委託事業)	2008年2月5日(火)午前0時~2008年3月5日(水)午後12時	詳細
2008/2/5	環境省	地球温暖化対策技術開発事業(補助事業)	2008年2月5日(火)午前0時~2008年3月5日(水)午後12時	詳細
2008/2/1	独立行政法人科学技術振興機構	産学共同シーズイノベーション事業「顕在化ステージ」	2008年2月4日(月)午前9時~2008年8月4日(月)午後5時	詳細

お知らせ

システム概要

ご利用に当たって

本システムで対象となる事業一覧

現在募集中の事業一覧

受付終了済みの事業一覧

リンク集

よくある質問と答え

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

1. はじめに

研究開発管理業務については、電子政府構築計画（平成 15 年 7 月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進するため、文部科学省が担当となって研究開発管理業務の業務・システム最適化計画を策定し、平成 18 年 3 月に CIO 連絡会議において決定されました。現在は、平成 20 年 1 月に予定しているシステム運用開始に向けて、システムの開発を進めているところです。

なお、競争的資金及びプロジェクト研究資金については、その配分において、研究実施者側での研究費の「不合理な重複」（同一の研究者による同一の研究課題に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態）及び「過度の集中」（一の研究者または研究グループに当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態）の排除という課題があります。

ここでは、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の機能概要や効果等について説明します。

なお、「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

2. 本システムの対象

本システムが対象としているのは、競争的資金の全てとプロジェクト研究資金と呼ばれる研究資金の一部です。プロジェクト研究資金のうち対象となるのは、①予め研究目標等が設定され、一定期間研究を実施、②研究者または研究チーム単位に配分、③人件費及び施設・設備整備費を除き一定規模超、の全てを満たすものです。

そのため、配分機関（競争的資金等を配分している各府省及び独立行政法人等）の業務担当者だけでなく、研究課題を応募する研究者、大学等の研究機関の事務担当者、PD（プログラムディレクター）・PO（プログラムオフィサー）、評価者等も、本システムの利用者となります。

3. システムの機能概要

本システムの主な機能は以下のとおりです。

(1) 研究開発管理に係る書類のオンライン電子化

研究者、研究機関から配分機関への課題の応募・研究資金の交付申請・成果報告等を、原則、電子化します。これにより、配分機関における業務の効率化、研究者等の利便性向上及び負担軽減を図ります。

また、電子化に際しては、研究課題名、研究者名、研究期間、配分額等の応募基本情報を統一化します。

(2) 研究者への研究者番号発行と一意性の確保

本システムを利用するに当たっては、事前に登録が必要となり、その際に、研究者に一意の研究者番号を付与します。現在、文部科学省の科学研究費補助金の研究者番号をすでに付与されている研究者は、継続して使用できるようにします。

なお、研究者番号を持つことが全ての事業に応募可能ということではありません。応募資格等については、各事業の公募要領を確認して下さい。

(3) 採択前の不合理な重複、過度の集中の排除の支援

(1)、(2)によって、配分機関の業務担当者に対して、不合理な重複及び過度の集中の排除を本システムで支援します。

(4) 総合科学技術会議（CSTP）への情報提供

現状では、CSTP の依頼を受けた配分機関がそれぞれ情報を作成し、オフラインで提供していましたが、本システムの運用開始後には、本システムに登録された情報を CSTP にオンラインで提供できるようになるため、業務の効率化が図られます。

(5) 研究成果の公表窓口の整備

本システムでは、各配分機関が自機関で成果を公表するホームページの URL 情報を登録することにより、国民への研究成果の所在情報を提供します。

なお、本システムでは、研究者の知的財産や個人情報扱うので、安全性、信頼性を十分に確保します。

4. システム化による効果

配分機関では、オンライン応募によって効果的な審査・採択手続きが可能になり、課題管理の負荷が軽減します。また、不合理な重複、過度の集中の排除のための支援が受けられます。

研究機関では、自機関に所属する研究者の研究活動の応募採択状況を本システムで把握できるようになります。

研究者は、オンライン化によって、手続きが迅速化・効率化します。

5. おわりに

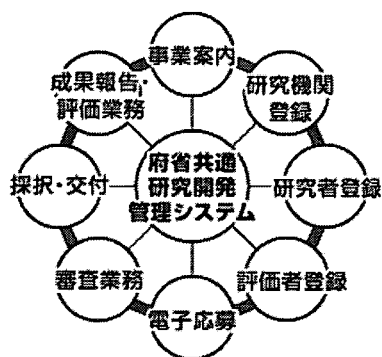
平成 20 年 1 月の運用開始以降も、いっそう利用者の視点を重視し、配分機関、研究機関、研究者等の意見を踏まえながら、PDCA サイクルを意識したシステム運用を行っていきたいと考えています。

平成20年1月 e-Radの運用を開始しました。

ホーム > システムの概要 > システムの機能

システムの概要

システムの機能



印刷用資料(PDF:22KB)

- **事業案内**
各事業の公募期間、様式等の提供
- **研究機関登録**
研究者が所属する機関の登録、証明書の発行
- **研究者登録**
研究者の登録・削除、研究者番号の発行
- **評価者登録**
応募内容を審査する評価者の登録、評価者番号の発行
- **電子応募**
応募情報の受付、所属研究機関の承認、配分機関への送付・受理確認
- **審査業務**
評価者割り振り、書面審査結果登録、重複チェック支援
- **採択・交付**
採択課題に対する結果の登録(採択額を含む)
- **成果報告・評価業務**
成果報告書情報の登録、成果の評価支援

お知らせ

システム概要

[システム構築の経緯](#)

[システムの機能](#)

[システムの効果](#)

[研究機関向け説明会の実施内容](#)

ご利用に当たって

[本システムで対象となる事業一覧](#)

リンク集

[よくある質問と答え](#)

▶ プライバシーポリシー ▶ サイトポリシー

Copyright © Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology